



宮 崎 県 公 報

平成30年10月25日 (木曜日) 第 3041 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	
○決算の要領の公表…………… (財政課) 1		○道路の供用の開始 (4件) …………… (道路保全課) 2
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1		○道路の占有を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 3
○鳥獣保護区の指定…………… (“) 1		公 告
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1		○宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の 免許の取消し…………… (建築住宅課) 3
		公安委員会公告
		○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 814号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 233条第 3 項の規定により、平成30年 9 月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第 6 項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 決算の認定に関する議会の議決
 - (1) 平成29年度宮崎県歳入歳出決算 認定
 - (2) 平成29年度宮崎県電気事業会計決算 認定
 - (3) 平成29年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
 - (4) 平成29年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
 - (5) 平成29年度宮崎県立病院事業会計決算 認定
- 2 決算の要領
別冊 1 のとおり
- 3 監査委員の意見
別冊 2 のとおり

宮崎県告示第 815号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字中津留3347- 1、3347- 5、3347- 7、3347- 8、3351- 1、3352- 2、3380- 1、字桑津留3381- 1、3381- 13
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと

する。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 816号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第 1 項の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定した。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
速日ノ峰鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
延岡市と日之影町と美郷町の市町境の交点を起点とし、同所から延岡市と日之影町の市町境を北東に向かって進み、五ヶ瀬川地域森林計画区延岡市北方町52林班と49林班との境に至り、同所から同49林班と同52林班及び51林班との境を南南東及び東南東に進み、同51林班内の民有林と国有林の境界の稜線に至り、同所から同稜線を南に進み、延岡市と美郷町の市町境に至り、同所から同市町境を南西及び西並びに北に進み、起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成30年11月 1 日から平成40年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護管理員と調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣保護の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 817号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327号	日向市東郷 町山陰字中 水流辛 244 番7地先か ら同市同町 山陰字年ノ 神辛 409番 1地先まで	旧	9.4～ 89.0	145.5
				新	9.4～ 97.6	145.5

宮崎県告示第 818号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市葦原 町2337番5 地先から同 市同町2337 番5地先ま で	旧	10.6～ 11.2	23.5
				新	12.2～ 13.6	23.5

宮崎県告示第 819号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字末市 13990番1 地先から同 郡同町同大 字字高野 1 3013番1地 先まで	平成30年11月11日

宮崎県告示第 820号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市東郷 町山陰字中 水流辛 244 番7地先か ら同市同町 山陰字年ノ 神辛 409番 1地先まで	平成30年10月25日

宮崎県告示第 821号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美 郷町北郷黒 木字クロン ゴ1835番6 地先から同 郡同町北郷 黒木同字18 33番1地先 まで	平成30年10月25日

宮崎県告示第 822号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
307	県道	尾鈴川 南停車場 線	児湯郡川南 町大字川南 字銀座 187 94番2地先 から同郡同 町同大字同 字 18794番 13地先まで	平成30年10月25日

宮崎県告示第 823号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市東郷町山陰字中水流辛 244番7 地先から同市同町山陰字年ノ神辛 409 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年11月 9 日

宮崎県告示第 824号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年10月25日から同年11月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都城霧島 公園線	都城市蓑原町2337番5地先から同市同 町2337番5地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年11月 9 日

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第66条第 1 項の規定により、宅地建物取引業者の免許を次のとおり取り消した。

平成30年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免許の取消しを受けた宅地建物取引業者

(1) 免許証番号 宮崎県知事(1)第4794号

(2) 商号又は名称 株式会社 L I N E 不動産

(3) 代表者の氏名 佐 藤 恭 史

(4) 主たる事務所の所在地 宮崎県延岡市日の出町 2 丁目 1 番地
9 1 階南室

2 免許の取消しをした年月日

平成30年10月16日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第24号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年10月25日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	平成31年 1 月15日（火）から 1 月18日（金）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

(1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。

修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

講 習 種 別	提 出 日 時
機械警備業務管理者講習	平成30年11月26日(月)から12月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。